



千葉労働局発表

平成26年1月24日

担当	厚生労働省 千葉労働局労働基準部監督課 監督課長 水島 康雄 主任監察監督官 松崎 勉 (電話) 043(221)2304
----	---

報道関係者 各位

墜落・転落防止を重点に 83 箇所の建設現場を一斉監督 ～ 約 7 割の現場で労働安全衛生法違反あり～

千葉労働局（局長 山本 靖彦）管内における建設業での休業 4 日以上死傷災害件数は、平成 25 年 1 年間で 607 件（平成 25 年速報値。平成 24 年速報値 596 件。）となっており、前年比で 1.8% 増加した。また、建設業における死亡災害は 17 件（同速報値）と前年を 3 件上回っており、全産業の死亡災害（同速報値で 44 件）に占める割合は 38.6% と、全産業で最も高い数値となっている。さらに、死亡災害（平成 25 年速報値）のうち墜落・転落を原因とする災害は、全産業で 45.5% であるのに対し、建設業は 70.6% を占め、他産業に比較して高い割合となっている。

こうした状況を踏まえ、管下 8 労働基準監督署において、墜落・転落防止を重点に次のとおり、県内の建設現場に対して、一斉に臨検監督を実施した。

< 建設現場一斉監督 監督指導実施結果 概要 >

- | | |
|---------|------------------------------|
| 1. 対象 | 県内の建設工事現場 83 現場 |
| 2. 期間 | 平成 25 年 12 月 2 日から 12 月 20 日 |
| 3. 実施結果 | 詳細は、別紙参照 |
- ・監督実施 83 現場のうち 68.7% (57 現場) に労働安全衛生法違反が認められ、改善を指導した。
 - ・特に、重篤災害につながる足場や高所の作業床等からの墜落・転落防止に関する法違反が 5 割を超える現場 (46 現場、55.4%) で認められ、行政処分を含め是正を指導した。

【今後の方針】

千葉労働局としては、今回の一斉監督指導において労働災害防止対策が徹底されていない現場が少なからず認められたことから、建設工事現場に対する監督指導を重点的に実施するとともに、死亡・重大災害防止に有効なリスクアセスメント等の導入についても積極的に指導を行う方針である。

また、法令違反を繰り返す事業者や法令違反を原因とする死亡・重大災害を発生させた事業者、さらには、労働災害を隠すなど悪質な事業者については、司法処分を行うなど厳正な対応を行うこととしている。

千葉労働局では、本年度より「第 12 次労働災害防止計画」を定め、「Safe Work CHIBA」をキャッチフレーズとして、官民一体となった取組を推進してきたところである。特に建設業においては、死亡災害をはじめとする重篤度が高い労働災害の減少に向け、建設業関係団体等との緊密な連携の下、「墜落・転落」災害の防止を中心とした労働災害防止対策を推進してきており、来年度においても引き続きこの取組を進めていく。

1 違反状況

(1) 83現場の68.7%に労働安全衛生法違反

監督指導を実施した83現場のうち、何らかの労働安全衛生法違反(以下「法令違反」という。)が認められた現場は57現場(68.7%)であった。<表1>

<表1> 現場の種類別 違反状況

	建築	土木	合計
監督実施現場数	71	12	83
法令違反現場数	50	7	57
(違反率)	70.4%	58.3%	68.7%
作業停止等命令現場数	21	0	21
(違反率)法令違反現場数に対する割合	29.6%	0.0%	25.3%

主な違反事項として

足場や高所の作業床等からの墜落・転落防止に関する違反が46現場

元請事業者の安全衛生管理面に関する違反(注1)が36現場

で認められた。<表2>

<表2> 違反事項別 状況

項目	違反現場数 (割合・対全83現場)	主な内容
【墜落の防止】 足場や高所の作業床からの 墜落・転落防止関係	46 (55.4%)	・足場等の作業床未設置、手すり等無し (安衛則 518、563、655) ・高所の作業床の端、開口部に手すり等無し (安衛則 519、653)
【安全衛生管理体制関係】 元請事業者における各種管理 者等の選任、管理事項関係(注1)	36 (43.4%)	・元方事業者の講ずべき措置未実施 (安衛法 29) ・特定元方事業者の講ずべき措置未実施 (安衛法 30) ・注文者の講ずべき措置未実施 (安衛法 31)
【労働衛生】 アーク溶接や「はつり」等による 粉じんばく露防止関係	11 (13.3%)	・アーク溶接やはつり作業等における有効な呼 吸用保護具の不使用(粉じん則 27)
【型枠支保工】 型枠支保工の倒壊防止等関係	7 (8.4%)	・型枠支保工の組立図未作成、組立図どおりに 作成されていない (安衛則 240) ・型枠支保工の部材の不適 (安衛則 242)
【建設機械等】 建設機械を用いた作業における 危険の防止関係	2 (2.4%)	・建設機械の運転席から離れる場合の措置が 未実施 (安衛則 160) ・建設機械の定期自主検査未実施 (安衛則 167)
【クレーン等】 クレーン作業における危険の 防止関係	1 (1.2%)	・移動式クレーンに係る立入禁止未実施 (クレーン則 74、74の2)
【木工機械】 丸のこ等による危険の防止関係	1 (1.2%)	丸のこ盤に歯の接触予防装置が未設置 (安衛則 123)

安衛法は労働安全衛生法、安衛則は労働安全衛生規則、令は労働安全衛生法施行令、クレーン則はクレーン等安全規則の略

(注1)「元請事業者の安全衛生管理面に関する違反」とは、例えば、元請事業者と下請事業者との連絡調整等を行うための協議組織を設置していなかったり、元請事業者が下請事業者の法違反防止の指導を怠ったことが挙げられる。

(2) 21 現場に対して作業停止等の命令書を交付

法令違反が認められた現場のうち、設備等が安全に関する基準に満たず、労働災害を未然に防止する必要があると認められた 21 現場（25.3%）に対しては、作業停止、立入禁止等を命令する行政処分を行った。〈表 1〉

(3) 監督指導事例

是正勧告等を行った建設現場に対する指導事例は、以下のとおりです。

【事例 1】

< 現場概要 >

鉄筋コンクリート造 3 階建の公共工事現場

< 指導の概要 >

屋上で型枠の組立て作業等が行われていたが、当該作業箇所に近接して開口部があり墜落防止措置が講じられていなかったため、当該開口部に手すり、覆い等の墜落防止措置を講じるよう**是正指導**するとともに、墜落防止措置が講じられるまでの間、当該箇所付近への**立入禁止を命令**した。

型枠の組立て作業において、木板等を加工するため丸のこ盤を使用していたが、当該機械の歯に覆いが設けられていなかったため、覆いを設けるよう**是正指導**するとともに、覆いが設けられるまでの間、当該機械の**使用禁止を命令**した。

< 参考 >

について

高さが 2メートル以上の箇所で作業を行わせる場合で、墜落による危険のおそれがあるときは、手すり、覆い等により墜落を防止することとされている。

について

木材加工用丸のこ盤には、歯の接触による危険を防止するため、覆いを設けなければならないとされている。

【事例 2】

< 現場概要 >

鉄筋コンクリート造 5 階建マンション新築工事現場

< 指導の概要等 >

足場の組立て作業において、足場の組立て等作業主任者が不在であったため、当該作業主任者に法定の職務を行わせるよう**是正勧告**した。

サッシ取付けのためアーク溶接作業が行われていたが、当該作業は粉じん作業であるにもかかわらず、防じんマスク等を着用させていなかったため、有効な呼吸用保護具を使用するよう**是正勧告**した。

< 参考 >

について

足場の組立て時における墜落等の労働災害を防止するため、法定の資格を有した足場の組立て等作業主任者を選任し、その者に直接作業を指揮させなければならないとされている。

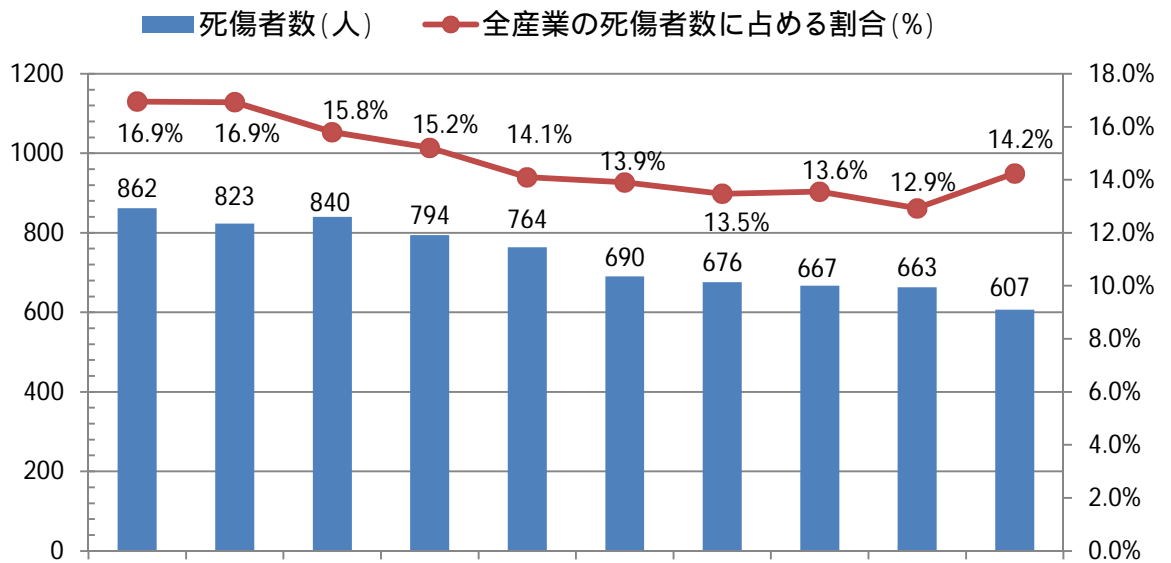
について

粉じんにばく露することにより、じん肺に罹患するおそれがあることから、じん肺による健康障害を防止するため労働者に防じんマスク等有効な呼吸用保護具を使用させることとされている。

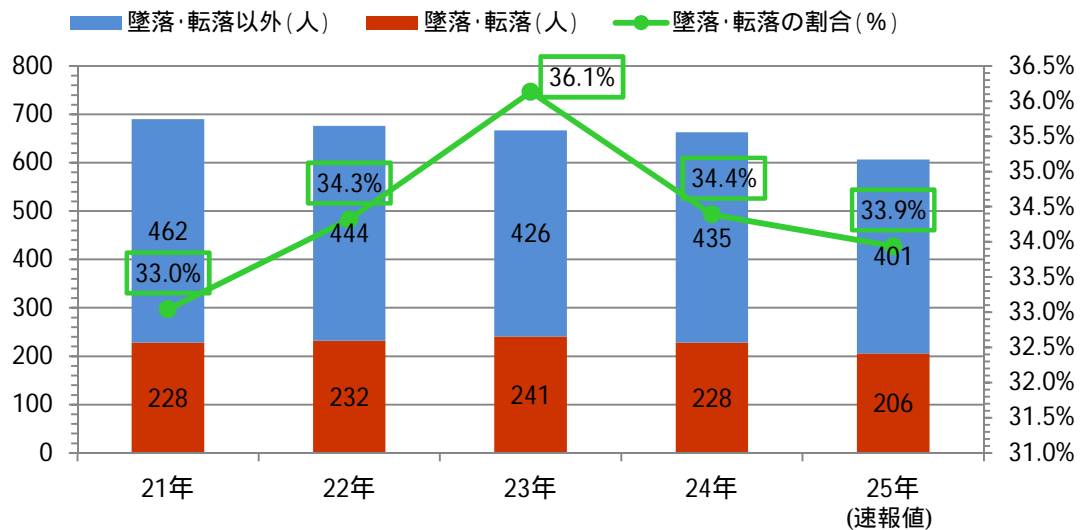
【参 考】

1 建設業における労働災害の発生状況（休業4日以上）

建設業における死傷者数と全産業に占める割合の推移（千葉県）



建設業における墜落・転落災害の推移（千葉県）



平成 25 年 建設業における死傷災害の事故の型別状況（千葉県）

